

よくあるご質問

小児慢性特定疾病

質問内容一覧			質問番号	該当ページ
更新申請のお手続きについて	到着確認	提出した書類が届いているか確認してもらえますか？	Q1	2ページ
		提出した書類に不備がないか確認してもらえますか？	Q2	
	郵送方法	「特定記録郵便」の提出方法を教えてください。	Q3	
		「特定記録郵便」はどの程度の料金がかかりますか？	Q4	
		なぜ特定記録での郵送を推奨しているのですか？	Q5	
		先に用意できた書類だけを送付してもよいですか？	Q6	
	提出しない場合	更新申請をしない場合はどうしたらよいですか？	Q7	3ページ
	送付時期	交付まで3か月以上かかるのはどのような場合ですか？	Q8	
	提出期限	有効期間満了日の2か月前を過ぎていますが更新申請できますか？	Q9	
		有効期間満了日までに手続きができない場合はどうなりますか？	Q10	4ページ
	①更新申請書	書き方がわかりません。	Q11	
		疾病名が全て印字されていません。	Q12	
		印字されている内容が違います。	Q13	
		保健所で変更手続きをしたが、申請書に反映されていません。	Q14	
	②医療意見書	様式が同封されていないが、どのように準備したらよいですか？	Q15	5ページ
		取得に時間がかかるので他の書類だけ先に送ってよいですか？	Q16	
	③医療保険資格情報の確認書類	「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「資格情報画面」とは何ですか？	Q17	
		保険変更と更新申請は一括で手続きができますか？	Q18	
	⑤住民票	住民票記載事項証明書と住民票のどちらを取得したらよいですか？	Q19	6ページ
	⑥自己負担上限額管理票	どの面をコピーしたらよいですか？	Q20	
		何のために提出が必要ですか？	Q21	
		紛失したが、提出しなくてよいですか？	Q22	
	⑩市町民税課税状況の確認書類	生活保護を受給している場合の必要書類は何ですか？	Q23	7ページ
		課税（非課税）証明書を用意できない場合はどうしたらよいですか？	Q24	
		課税（非課税）証明書は、徴収税額決定通知書等で代替できますか？	Q25	
		課税（非課税）証明書はいつから取得できますか？	Q26	
		マイナンバーの登録状況はどのように確認すればよいですか？	Q27	8ページ
		マイナンバーを登録していても、課税（非課税）証明書が必要なことがあるのですか？	Q28	
	⑪申告書	支給認定基準に関する申告書の書き方がわかりません。	Q29	9ページ
	⑪年金通知書等	給付金額がわかる通知書がありません。	Q30	
	⑫人工呼吸器証明	どのような場合に提出する書類ですか？	Q31	9ページ
	⑬重症患者申告書	どのような場合に提出する書類ですか？	Q32	
	⑮按分対象者受給者証（北へ）	どのような場合に提出する書類ですか？	Q33	
制度内容について	自己負担上限額	自己負担上限額について教えてください。	Q34	10ページ
	高額かつ長期の特例	「高額かつ長期」の特例が適用される要件を教えてください。	Q35	
		管理票の写しを提出しない場合、特例は適用されませんか？	Q36	
		更新申請後に要件を満たした場合はどうしたらよいですか？	Q37	11ページ
	審査	審査が通らなかった場合はどうなりますか？	Q38	
		審査にはどのくらい時間がかかりますか？	Q39	
	受診医療機関について	受診を希望する医療機関が1か所しか書けないのはなぜですか？	Q40	
申請事項に変更がある場合について	氏名・住所・保険変更		Q41・42	12ページ
	自己負担上限額の変更		Q43	13ページ

■ 到着確認について

Q1 郵送で提出した申請書類が県庁に届いているか、確認したいのですが・・・。

A1 多くの申請書類が届いていることから、お電話での確認はいたしかねます。
「特定記録郵便」でお送りいただき、ご自身で郵便局に配達状況をご確認ください。

Q2 提出した書類に不備がないか確認してもらえますか？

A2 多くの申請書が届いていることから、お電話での確認はいたしかねます。
申請書類に修正が必要な場合や追加書類が必要な場合は、後日、健康しが推進課から文書またはお電話でご連絡します。

■ 提出方法/郵送方法について

Q3 「特定記録郵便」の提出方法を教えてください。

A3 最寄りの郵便局窓口でお手続きをお願いします。

Q4 「特定記録郵便」を使用するためには、どの程度の料金がかかりますか？

A4 疾患によって診断書の枚数が異なるなど、料金が変わる場合がありますので、詳細については郵便局にお問い合わせください。

【参考（令和7年12月現在）】定形外郵便（規格内） 50g 以内 140 円 100g 以内 180 円
150g 以内 270 円 250g 以内 320 円
特定記録郵便（郵便局窓口からの送付が必要です） 別途 210 円

Q5 なぜ特定記録での郵送を推奨しているのですか？

A5 事故等により大切な個人情報を含む書類の紛失を防止するためです。また、申請書類の到着確認についても、特定記録であればご自身で確認していただけます。郵便物の到着確認方法については、郵便局のホームページ等でご確認いただくか、郵便局にお問い合わせください。

Q6 先に用意できた書類だけを送付してもよいですか？

A6 申請書類はすべて揃ってから提出してください。書類が揃っていない場合は、返却させていただくことがあります。

■更新申請しない場合について

Q7 更新申請をしない場合（県外転出など）は、どうしたらよいですか？

A7 お住まいの地域を管轄する保健所で、返還の手続きをお願いします。

＜必要書類＞○変更・返還届（県のホームページから取得できます）

○現在お持ちの受給者証（他府県に転出等になり返還となる場合は、転出先の都道府県に支給認定申請を行ったうえで滋賀県に返還してください。転入先の申請の際に必要となりますので、事前に写しをとってください。）

■受給者証の送付時期について

Q8 申請から受給者証の交付まで3か月以上かかるのは、どのような場合ですか？

A8 提出書類に不足があった場合や医療意見書の内容に疑義があり、審査に時間を要する場合です。

また、以下の場合については、保険者への照会業務に一定の日数がかかるため、受給者証の交付まで3か月以上かかることが多いです。可能な限り早めの提出をお願いします。

- ・加入されている医療保険が変更になった場合
- ・国民健康保険組合に加入されている場合
- ・被用者保険に加入されている方かつ被保険者が非課税の場合

■更新申請の提出期限について

Q9 提出期限（有効期間満了日の2か月前）を過ぎてしまったが、更新できますか？

A9 現在お持ちの受給者証の有効期間満了日までは、「更新」が可能です。できるだけ早く更新申請の手続きをお願いします。ただし、受給者証がお手元に届くのは、現在お持ちの受給者証の有効期間満了日の翌日以降になります。

Q10 受給者証の有効期間満了日までに更新手続きができない場合はどうなりますか？

A10 有効期間満了日の翌日以降は、更新申請の受付はできません。再度認定を受けるためには「新規申請」の扱いとなるためご注意ください。

ただし、18歳以上の方については更新申請のみとなり、新規申請はできませんのでご注意ください。

新規申請の申請窓口は、お住まいの地域を管轄する保健所（14 ページに記載）です。

新規申請における有効期間開始日は、指定医が小児慢性特定疾病と診断し、且つ、当該小児慢性特定疾病が原因で、疾病の状態の程度を満たすと総合的に判断した日です。ただし、これらの日が申請日から1か月以上前である場合にあっては、申請日の1か月前の日（やむを得ない理由によりこれらの日から1か月以内に申請することができなかった場合にあっては、申請日の最長3か月前の日）が有効期間の開始日となります。

■ 必要書類について(番号はチェックリストと対応しています。)

・受診者が18歳以上の場合は、受給者本人が申請者として記入してください。

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書

Q11 更新申請書の書き方がわかりません。

A11 申請書に印字されている内容に変更や間違いがないか確認してください。

申請書下部「申請者」の欄に日付・住所・氏名を忘れずご記入ください。(右図が見本です。)

なお、申請時に受給者が18歳以上の場合は、受給者本人が申請者として記入してください。

受給者の住所以外へ受給者証の送付を希望する場合は、裏面下部の送付先欄に送付先住所および氏名を記入してください。

なお、令和8年1月1日時点での住所が、印字されている住所と異なる場合は、その旨および令和8年1月1日時点での住所を申請書の余白に記入してください。

私は、小児慢性特定疾病に係る医療費助成の申請に当たり、提出した医療意見書を滋賀県知事が厚生労働大臣に提供し、小児慢性特定疾病等の治療研究等、小児慢性特定疾病に係る研究および政策を立案するための基礎資料として厚生労働大臣が利用することに同意します。【同意する場合、記入して下さい。】		申請受付年月日	
年 月 日	申請者氏名		
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。			
令和4年 7 月 1 日	見本		
申請者 住所			大津市幸町四丁目1番1号
氏名			滋賀 花子
(宛先) 滋賀県知事			受給者との続柄(母)

Q12 複数の疾病で認定を受けているが、主疾病しか印字されていません。

A12 主疾病名の横に副疾病名の追記をお願いします。

Q13 印字されている内容が違います。(更新申請書の印字内容に訂正事項がある場合)

A13 印字に線を引いて訂正のうえ、正しい内容を記入してください。

Q14 最近保健所で変更手続きをしたが、更新申請書に変更が反映されていません。

A14 保健所で変更していただいた時期によっては、更新申請書への変更が反映されていない場合があります。お手数ですが、印字に線を引いて訂正のうえ、変更後の内容を記載してください。また、保健所で変更手続き済みである旨を書き添えてください。

② 医療意見書(記載日から3か月以内)

Q15 医療意見書の様式が同封されていないが、どうやって準備したらいいのですか？

A15 基本的に医療機関が用意(WE Bからダウンロード)しています。

主治医に、申請される疾病の医療意見書の作成を依頼してください。

まれに認定を受けている疾患と違う医療意見書が添付されていることがあるため、提出前に改めて確認をお願いします。

Q16 主治医から医療意見書の作成に時間がかかると言われました。他の書類だけ先に送付してもよろしいですか？

A16 必ず申請書一式をすべて揃えたうえで郵送してください。医療意見書の添付がない場合は、いったん申請書一式を返却します。

また、複数疾患での認定がある方は、それぞれの疾患の医療意見書が必要ですので、全て揃えたうえで提出してください。（副疾患を申請されない場合は、赤字で二重線を引いてください。）

③ 医療保険資格情報の確認書類（コピー）

Q17 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「資格情報画面」とは何ですか。

A17 「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証をお持ちの方に対し、加入医療保険者から交付されるものです。

「資格確認書」とは、マイナ保険証をお持ちでない方に対し、加入医療保険者から交付されるものです。

「資格情報画面」とは、お手持ちのスマートフォン等によりマイナポータルへアクセスし、加入医療保険の資格情報が表示されている画面です。印刷方法の手順例は以下のとおりです。

① お手持ちのスマートフォン等からマイナポータルへログインし、トップページの「健康保険証」を選択。

② 資格情報についての画面が表示されるので、すべての事項を印刷する。

もしくは、「資格情報を PDF で保存」を選択した画面を印刷する。

（複数枚になったとしても、すべての事項を漏れなく印刷してください。）

※なお、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は、届いたら必ず保管してください。

Q18 最近、加入医療保険を変更しましたが、更新申請と併せて一括で手続きができますか？

A18 更新申請と一括で手続きができます。更新申請書の加入医療保険欄に印字されている内容に線を引いて訂正のうえ、朱書きで正しい内容を記入してください。更新後の新しい受給者証から変更が反映されます。

現在持っている受給者証にも変更を反映したい場合は、お住まいの地域を管轄する保健所で変更届、変更申請の手続きが必要です。詳細は Q40-42 をご覧ください。

⑤ 世帯全員の住民票記載事項証明書（本籍不要、続柄必要）

Q19 住民票記載事項証明書と住民票のどちらを取得すればよいですか？

A19 住民票記載事項証明書を取得してください。（同一世帯の者すべてが記載されているもので、続柄が記載されている原本。発行から 3 か月以内）

⑥ 自己負担上限額管理票（コピー）

Q20 どの面をコピーしたらよいですか？

A20 右図（受診日や医療費総額が記載されている面）
をA4用紙にコピーしてお送りください。

Q21 何のために提出が必要ですか？

A21 「高額かつ長期」の特例（詳細は Q34～36 をご覧ください）該当の確認を行うための添付がない場合は、該当月がないものとみなします。

[illegible]

Q22 自己負担上限額管理票を紛失してしまいましたが、提出しなくてよいですか？

A22 自己負担上限額管理票の紛失等で写しを提出できない場合は、受診された医療機関に「小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費総額の療養証明書」の作成を依頼し、その原本を提出してください。なお、「高額かつ長期（詳細は Q34～36 をご覧ください）」に該当されないことが明らかであれば、提出は不要です。（小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療費総額の療養証明書の様式は県ホームページに掲載しています。）

⑩ 市町民税課税状況の確認書類

Q23 生活保護を受給していますが、どのような書類を提出すればよいですか？

A23 受給者本人分について、下記のいずれか 1 点の書類の提出をお願いします。

- ・生活保護受給証明書（市役所、健康福祉事務所等で取得）
- ・マイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書（市役所、町役場等で取得）
- ・マイナンバーカードのコピー（表裏を A4 サイズにコピー）
- ・マイナンバー通知カードのコピー（記載事項に変更がない場合のみ。A4 サイズにコピー）

マイナンバーをすでに登録されている場合は上記書類の提出は不要です。マイナンバーが登録済みであるかどうかの確認方法は、Q27をご覧ください。

なお、生活保護受給者で医療保険に加入されている方については、下記の書類もご提出ください。

- ・医療保険資格情報の確認書類の写し（資格情報のお知らせ、資格確認書、資格情報画面のいずれか）

※ただし、生活保護受給中である旨を、確認書類の写しの余白に記載してください。

Q24 （海外に行っている等の理由で、）提出が必要な方の「⑩市町民税課税状況の確認書類または個人番号の確認書類コピー」が用意できない場合は、どうしたらよいですか？

A24 市町民税の課税額（非課税額）の確認ができない場合は、上位所得D（15,000 円）の階層区

Q28 マイナンバーを登録していても、課税（非課税）証明書が必要なことがあるのですか？

A28 マイナンバーを登録されている方であっても、市町民税が未申告では課税状況が確認できません。児童福祉法に基づく医療費助成制度では、収入等がなく税制上申告の義務がない方であっても、非課税世帯であることを証明し、正しい階層区分を認定するために、市町民税を申告いただく必要があります。そのため、収入が0円の方でも必ずお住まいの市町であらかじめ申告をお願いします。

未申告の場合は、必ず申告後に課税（非課税）証明書を取得し、提出してください。未申告等により市町民税の課税額の確認ができない場合は、不足書類として課税（非課税）証明書の提出を求めます。提出を依頼しても課税（非課税）証明書の提出がない場合は、上位所得D（15,000円）の階層区分での認定となります。

なお、ここでいう「未申告の方」は、専業主婦（夫）の方、学生の方（中学生以下除く）、ご自身が支給認定基準世帯員で、令和7年1月1日～12月31日に無収入だった場合等を指します。市町民税の申告方法については、お住まいの市町へお問い合わせください。

また、

- ・ 加入されている医療保険が変更になった方
- ・ 国民健康保険組合に加入されている方
- ・ 被用者保険に加入されている方でかつ被保険者が非課税の方

については、マイナンバーを登録されている方であっても、保険者への適用区分照会時、保険者によっては、課税（非課税）証明書原本の提出が必要となりますので、その場合は、提出を求めますのであらかじめご了承ください。

⑪ 支給認定基準に関する申告書

障害年金・遺族年金等の支給通知書、振込額が分かる通帳（コピー）

Q29 支給認定基準に関する申告書の書き方がわかりません。

A29 同封の「⑪支給認定基準に関する申告書」の【低所得Ⅰ（階層区分B1）申告欄】または【低所得Ⅱ（階層区分B2）認定同意欄】のどちらかにチェックをしていただき、日付・お名前を記入してください。

※これまで支給認定申請書内に記入欄を設けていましたが、令和8年度から変更しましたのでご了承ください。

Q30 障害年金、特別児童扶養手当を受給しているが、給付金額がわかる通知書がありません。どうしたらよいですか？

A30 年金事務所等に連絡して通知書を再発行してもらうか、振込金額がわかる通帳のコピーを提出してください。（関係のない箇所は黒塗りしてください。）

○誰のものが必要か・・・申請者のものがが必要です。

（受給者が18歳未満の場合は保護者〔いずれか収入が高い方〕

受給者が18歳以上の場合は受給者本人）

○いつの分が必要か・・・令和7年分（令和7年1月～12月分）の給付金額がわかるものがが必要です。

⑫ 人工呼吸器等装着者証明書

Q31 人工呼吸器等装着者証明書は、どのような場合に提出する書類ですか？

A31 受給者証に記載されている疾病によって「人工呼吸器」または「体外式補助人工心臓等」を着用されている方で、「24 時間持続にて人工呼吸器管理が必須で、かつ離脱の見込みがない患者」については、人工呼吸器装着者として自己負担上限額が 500 円に減額されます。

申請される方は、指定医と相談し、「人工呼吸器等装着者証明書」の記載を依頼してください。様式は同封しています。

⑬ 重症患者認定申告書

（お持ちの方は）身体障害者手帳（コピー）または療育手帳（コピー）

Q32 重症患者認定申告書は、どのような場合に提出する書類ですか？

A32 ・「重症患者認定基準」または「高額かつ長期」に該当する方は提出が必要です。

・重症患者認定基準に該当する方で、認定疾病にかかる身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、「身体障害者手帳のコピー」または「療育手帳のコピー」の提出が必要となります。

⑭ 世帯按分対象者の特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証（コピー）

Q33 どのような場合に提出する書類ですか？

A33 受給者と同じ医療保険に加入している方で、受給者以外に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの方がいる場合に必要です。

申請によりそれぞれの自己負担上限額の割合に応じて、自己負担上限額が軽減されます。そのため確認書類として、対象となる方全員の受給者証のコピーを提出してください。

・按分相手と有効期間満了日が同じ場合は、できるだけ按分相手の更新申請書と同時に提出してください。なお、按分相手が審査保留等になった場合は、認定された方の受給者証を「按分されていない金額」で先に交付します。

・按分対象者と別々で提出される場合には、申請者ごとに必要書類を提出してください。

■ 自己負担上限額について

Q34 自己負担上限額について教えてください。

A34 受給者と同じ医療保険に加入する世帯員の「市町民税」の課税状況を基準として、下表のとおり階層区分を判定し、自己負担上限額を決定します。

そのため、加入する医療保険や課税額に変更があった場合など、更新前後で新しい受給者証の階層区分が変更となる場合があります。

【単位：円】

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（患者負担割合：2割）		
			一般	重症患者、高額かつ長期 ※2	人工呼吸器等装着者 ※2
A	生活保護等		0		
B 1	市町民税非課税（世帯） （※1）	低所得Ⅰ （年収 ～82 万 6500 円）	1,250	1,250	500
B 2		低所得Ⅱ （年収 82 万 6500 円超～）	2,500	2,500	
C 1	一般所得Ⅰ （市町民税 7.1 万円未満）		5,000	2,500	
C 2	一般所得Ⅱ （市町民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満）		10,000	5,000	
D	上位所得 （市町民税 25.1 万円以上）		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1 / 2 自己負担		

※1 「市町民税非課税（世帯）」とは対象者の市町民税の所得割額および均等割額がともに 0 円の場合を指します。「年収」とは、申請者（受給者が 18 歳未満の場合は保護者[いずれか収入が高い方]、受給者が 18 歳以上の場合は受給者本人）の「所得金額」および年金等の「収入額」の合計額です。

※2 「重症患者」、「高額かつ長期」または「人工呼吸器等装着者」の要件を満たす方は、申請により上記のとおり減額が受けられます。

※3 自己負担上限額の算定方法は、加入する医療保険によって異なります。

■ 「高額かつ長期」の特例について

Q35 「高額かつ長期」の特例が適用される要件を教えてください。

A35 申請月を含む過去 12 か月以内（ただし、認定期間に限る。）に、小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額（10 割負担額）が 50,000 円を超える月が 6 回以上あることです。
また、重症患者認定申告書の提出が必要です。（チェックリスト⑫をご覧ください。）

Q36 更新申請時に、自己負担上限額管理票の写しを提出していない場合は、「高額かつ長期」の特例は適用されないのですか？

A36 更新申請書類の提出にあたり、自己負担上限額管理票の写しを提出されず、要件を満たす月数が確認できない場合は、「高額かつ長期」の特例は適用されません。自己負担上限額管理票については、次回更新までご自身で大切に保存していただき、更新申請時にコピーを提出してください。

Q37 更新申請書の提出時点では「高額かつ長期」に該当していない場合であって、その後に要件を満たした場合は、どうしたらよいですか？

A37 お住まいの地域を管轄する保健所で変更申請の手続きをしていただくことで、「高額かつ長期」の適用を受けることができます。ただし、適用開始日は、保健所での申請受付日の翌月1日からとなります。詳しくは Q42 をご覧ください。

なお、提出期限（受給者証の有効期間満了日の2か月前）の時点では、高額かつ長期の要件を満たさない場合、有効期間満了日までには、更新が可能です。ただし、更新後の受給者証が届くのは、有効期間満了日の翌日以降となりますので、ご承知おきください。

■ 審査について

Q38 審査が通らなかった場合はどうなりますか？

A38 審査の結果、認定基準を満たさない場合は「不認定」となり、医療費助成は受けられません。
なお、重症患者認定を申請された方で、重症患者認定が「不認定」となった場合でも、認定基準を満たしていれば、一般の受給者として認定されます。

Q39 審査にはどのくらい時間がかかりますか？

A39 3～4か月程度かかる場合があります。ただし、「有効期間満了日の2か月前」までに申請された方については、「不認定」となる場合や医療機関に照会を要する「審査保留」となる場合には、現在お持ちの受給者証の有効期間満了日まで、健康しが推進課から文書でお知らせします。

■ 受診医療機関について

Q40 受診を希望する医療機関が1か所しか書けないのはなぜですか？

A40 滋賀県では、令和6年4月より、「**医療機関の包括的記載**」を開始しています。

これまでは、受給者証に「個別の指定医療機関の名称」を記載しておりましたが、令和6年4月以降に発行する受給者証については、「**児童福祉法に基づき指定された指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）**」と記載します。

これにより、医療機関の追加・削除のお手続きが不要となり、**各都道府県・指定都市・中核市が指定する医療機関**であれば、個別の医療機関名が受給者証に記載されていなくても、お持ちの受給者証をご利用いただけます。

受診を希望される医療機関が指定医療機関であるかどうかは、各都道府県・指定都市・中核市のホームページでご確認いただくか、受診を希望される医療機関に直接お問い合わせください。

ただし、更新申請の際に受診を希望する指定医療機関を申告いただく必要があるため、記載欄には、主に受診する医療機関（医療意見書を記載した医療機関等）を記入してください。

なお、令和6年3月までに発行された受給者証については、個別の医療機関が記載されていますが、更新時までそのままご利用いただけます。

■ 申請事項に変更がある場合について

【氏名変更、住所変更、保険変更がある場合】

Q41 更新申請書に印字されている内容（氏名、住所、保険等）に変更がある場合は、どうしたらよいですか？

A41 更新申請書の旧の内容に線を引いて訂正のうえ、変更後の内容を記入してください。

チェックリストに記載の必要書類は、変更後の内容がわかるもの（氏名・住所変更の場合：住民票記載事項証明書 保険変更の場合：医療保険資格情報の確認書類の写し）を添付して、県庁あてに更新申請書と一緒に郵送してください。この訂正により、更新後の受給者証に変更が反映されます。

Q42 更新申請を提出した後に、氏名・住所・保険に変更が生じた場合はどうしたらよいですか？（更新書類に訂正をしていない。）

A42 お住まいの地域を管轄する保健所で変更手続きをお願いします。更新申請書類とは別に、必要書類を揃えていただく必要があります。詳しくは次の必要書類一覧をご覧ください。

●保健所で変更手続きをする際の必要書類一覧

氏名変更 住所変更	・変更届（滋賀県のホームページで取得できます） ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・住民票記載事項証明書または運転免許証（表裏）の写し
保険変更	（変更内容によって必要書類が変わりますので、詳細はお住まいの地域を管轄する保健所にお問合せください。） ・変更届/変更申請書（滋賀県のホームページで取得できます） ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・医療保険資格情報の確認書類の写し（チェックリスト③の表を参照ください） ・市町民税課税状況の確認書類（チェックリスト⑩の表を参照ください） ・保険照会にかかる同意書

※郵送で更新申請をした後に、保健所で変更手続きをしていただく場合は、変更が反映されていない更新後の受給者証が先に届く場合があります。その場合は、後日、変更が反映された更新後の受給者証を別の郵便でお届けします。

よくあるご質問

小児慢性特定疾病

【自己負担上限額変更がある場合】

Q43 「高額かつ長期」の適用や、保険変更等に伴う同じ医療保険に加入する世帯員の変更などにより、自己負担上限額が変更となる場合は、どうしたらよいですか？

A43 お住まいの地域を管轄する保健所で、変更申請をお願いします。保健所での変更申請受付日の翌月1日から上限額が変更になります。変更申請の際には、下記の必要書類を揃えていただく必要があります。

●保健所で変更申請をする際の必要書類一覧

高額かつ長期の特例適用	・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・自己負担上限額管理票の写し ・変更申請書（滋賀県のホームページで取得できます） ・重症患者認定申告書（滋賀県のホームページで取得できます）
上限額変更を伴う保険変更	（変更内容によって必要書類が変わりますので、詳細はお住まいの地域を管轄する保健所にお問合せください。） ・変更届/変更申請書（滋賀県のホームページで取得できます） ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・医療保険資格情報の確認書類の写し（チェックリスト③の表を参照ください） ・市町民税課税状況の確認書類（チェックリスト⑩の表を参照ください） ・保険照会にかかる同意書

※郵送で更新申請をした後に、保健所で変更手続きをしていただく場合は、変更が反映されていない更新後の受給者証が先に届く場合があります。その場合は、後日、変更が反映された更新後の受給者証を別の郵便でお届けします。

申請事項に変更がある場合について、ご不明な点がございましたら、詳細はコールセンターまたはお住まいの地域を管轄する保健所へお問い合わせください。

【参考】保健所お問い合わせ先一覧（開庁時間：9時～12時、13時～17時）

名 称	管轄地域	電話番号	住 所
草津保健所	草津市・栗東市・守山市 野洲市	077-562-3534	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75
甲賀保健所	甲賀市・湖南市	0748-63-6148	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200
東近江保健所	近江八幡市・東近江市 日野町・竜王町	0748-22-1300	〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22
彦根保健所	彦根市・愛荘町・豊郷町 甲良町・多賀町	0749-21-0281	〒522-0039 彦根市和田町 41
長浜保健所	長浜市・米原市	0749-65-6610	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2
高島保健所	高島市	0740-22-2419	〒520-1621 高島市今津町今津 448-45